

亀山市告示第95号

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118号の3）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項の規定により亀山市の支給決定を受けた者」を「第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記9に定める移動支援事業

第3条第2号中「地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記7その他の事業」を「地域生活支援事業実施要綱別記11に定める任意事業」に改める。

第7条第1項中「別表に定める金額」を「、第3条第1号に掲げる事業にあつては別表第1に定める基準額の10パーセントに相当する金額（複数の対象者に対しホームヘルパー1人を派遣する方法によりこの事業を利用する場合は、当該金額から当該金額の30パーセントに相当する金額を控除した金額）を、同条第2号に掲げる事業にあつては別表第2に定める基準額」に、「直接実施施設に支払わなければ」を「負担しなければ」に改め、同条第3項中「及び亀山市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118

号の2)の規定による事業」を削る。

第9条中「別表に定める金額から」を「第3条第1号に掲げる事業にあっては別表第1に定める基準額から、同条第2号に掲げる事業にあっては別表第2に定める基準額から、それぞれ」に改める。

別表中「を超える」を「以上の」に改め、同表備考の6中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条、第9条関係）

身体介護の別	利用時間	基準額
身体介護を伴う 場合	30分未満の場合	2,540円
	30分以上1時間未満 の場合	4,020円
	1時間以上1時間30 分未満の場合	5,840円
	1時間30分以上の場 合	5,840円に1時間 30分以後30分まで ごとに830円を加算 した額
身体介護を伴な わない場合	30分未満の場合	1,050円
	30分以上1時間未満 の場合	1,970円
	1時間以上1時間30 分未満の場合	2,760円
	1時間30分以上の場 合	2,760円に1時間 30分以後30分まで ごとに700円を加算 した額

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

障害者地域活動支援事業利用(変更)申請書

申請者 住 所
氏 名



次のとおり亀山市障害者地域活動支援事業を利用したいので申請します。

対象者の状況	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年	月	日
障害の状況	手帳の有無及び種類	(有・無)		
	障 害 名			
	そ の 他			
移動支援事業	利用回数等	月	回	
	希望事業所			
	身体介護の有無	有	・	無
日中一時支援事業	利用回数等	月	回	
	希望事業所			
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後	
届出者	氏名			利用者との続柄
	住所			電話番号

様式第2中「

デイサービス

」を削り、同様式備考の1中「三重県知事」を「亀山市長」に改める。

様式第3号備考の1中「三重県知事」を「亀山市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(亀山市障害者移動支援事業実施要綱の廃止)
- 2 亀山市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第118号の2）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱又は廃止前の亀山市障害者移動支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。